

令和5年5月15日

入札の実施について

一般競争入札を執行するので、次の通り告示する。

日本ハム・ソーセージ工業協同組合
理事長 畑 佳秀

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

① 名称

Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務

② 数量

一式

(2) 契約の目的の仕様等

業務仕様書による。

(3) 履行期限

契約日～令和6年3月19日

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、以下の参加要件を満たす者とし、別に日本ハム・ソーセージ工業協同組合（以下「ハム組合」という。）が定める競争参加資格確認申請書を提出すること。

- ① アジア（日本を除く）における食のイベント開催関連業務において実績のある者。
- ② 特別の理由がある場合を除き、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加させることはできないこととする。
- ③ ハム組合との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする。
 - ア. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
 - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ. アからエに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- ④ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者は、以下のいずれにも該当しないこと、かつ、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。
- ア. 入札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が入札者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 入札者又は入札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、入札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3 入札書類

提出する入札書類は以下の通りとする。

- ① 競争参加資格確認申請書（別添資料 1 を作成のうえ添付すること）
- ② 入札書（別記様式第 1 号）
- ③ 企画書

4 入札書類の提出期限・提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

令和5年6月1日(木) 午後4時

(2) 提出先

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-5-6

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 総務部

(問合せ: tel 03-3444-1211)

(3) 提出方法

原則、郵便又は持参により、競争参加資格確認申請書及び入札書を1部、企画書を6部提出するものとする。

なお、電子メールによる提出も可能とする(FAXは不可)。

※ 郵便による送付の場合は、配達記録が残る方法で送付し、提出期限必着のこと。

※ 電子メールにより提出する場合は、「Food Expo PRO 2023(香港)入札書類」と記載のうえ、以下の宛先に提出期限必着で送信すること。

メールアドレス: ask@hamukumi.or.jp

※ 本公示に示した参加資格を満たさない者の入札書類は無効とする。

(4) 選定方法: 総合評価落札方式(入札額及び企画力等を総合的に評価)により選定する。

入札額は、諸経費・消費税等を含む費用総額とする(後日実費精算額を除く)。

企画書は、10枚以内(表紙・会社紹介はページ数に含まない)とする。

ハム組合が提案する日程(基本、提出期限後1週間以内を想定)にて、入札者は、15分間以内のプレゼンテーション(及び質疑応答15分程度)を行うことができる(WEBでの実施も可)。

5 入札書類の提出期限・提出場所及び提出方法

(5) 入札の留意事項

- ① 期限に遅れた場合は、入札等の資格を失う。
- ② 入札書類は、誤記・脱落のないよう明瞭に記入する。
- ③ 一度提出した入札書類は、取替及び変更をすることはできないものとする。
- ④ 開札の結果、落札者がいないときは、初度の入札に参加した相手方に再度の入札を行う旨を伝え、同一条件で直ちにこれを3回まで行う。
- ⑤ 開札の結果、落札となるべき同評価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

6 請負契約書作成の要否

要

7 予定価格の有無

有

8 最低制限価格の有無

有

9 その他

(1) 無効入札

次に掲げる入札は無効とする。

- ① 入札書に記名（本人又は代表者が署名の事）がない場合、又は品名、数量、金額、規格等が不明の場合、もしくは入札書に記載した金額が訂正されている場合
- ② 同一の入札について2通以上の入札書を提出した場合
- ③ その他入札等に関する条件に違反した場合

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札に参加する者は、消費税等を含めた契約金額の総額を入札書に記載すること。
- ② 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

名 称：日本ハム・ソーセージ工業協同組合

所在地：東京都渋谷区恵比寿1-5-6

(4) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(5) 入札の執行の公開

この入札の執行は、公開しない。

(6) その他

詳細は、業務仕様書による。

(7) 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

以上

入札心得

(総則)

第1条 日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長(以下「理事長」という。)の所掌に属する「Food Expo PRO 2023(香港)における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務」に関する契約のうち、入札参加者が知りかつ守らなければならない事項は、この心得によるものとする。

(異議の申立等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ本入札心得、仕様書、請負契約書案等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、第1項の書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札書類を期日までに提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状(別紙様式第2号)を持参させなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 記名(本人又は代表者の署名)の欠く入札

- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が理事長の審査の結果採用されなかった入札
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 総合評価により落札者を決定する。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を、落札者に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

(再入札)

第9条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格入札者と協議して決定することができる。

(同評価の入札)

第10条 落札となるべき同評価点の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(請負契約書の提出)

第11条 落札者は、理事長から交付された請負契約書の案に記名押印の上（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）、落札決定の日から7日以内に理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に請負契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第12条 入札書類に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別紙様式第1号)

入 札 書

令和 年 月 日

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

¥ _____

ただし、「Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務」について

上記のとおり、Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務仕様書、入札心得を承諾の上、入札します。

- 〔注意〕
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額の訂正はしないこと。
 - 3 入札額は諸経費・消費税等を含む費用総額とすること（後日実費精算額を除く）。
 - 4 用紙は、A4判とする。
 - 5 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 6 ()内は、代理人が入札するときを使用すること。
この場合、「代表者」は不要とする。
 - 7 氏名は、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名によること。

委任状

日本畜産物輸出促進協議会理事長 殿

私は _____ を代理人と定め、日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長の発注する「Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

入札に関する一切の権限

代理人の署名	
--------	--

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 〔注意〕 1 提出年月日は必ず記入のこと。
2 用紙は、A4判とする。

(案)

請負契約書

1. 件名 Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務
2. 業務の内容 別添仕様書のとおり
3. 契約金額 金 円（消費税を含む）
4. 契約期間 契約日から令和6年3月19日
5. 実施場所及び成果物の納入場所 日本ハム・ソーセージ工業協同組合の指定する場所
6. 検査場所 同上
7. 契約保証金 免除

上記業務（以下「業務」という。）の実施について、日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 畑 佳秀（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）との間に上記各項目及び次の条項により請負契約を締結する。

契約条項

- 第1条 乙は、頭書の仕様に基づき、契約期間内に業務を完了するものとする。
- 2 仕様に明示されていないものについて疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定する。ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。
- 第2条 甲は、監督をする必要があると認めたときは、業務について、甲の命じた職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせ、又は必要な指示をさせるものとする。この場合、乙は監督職員の指示に従うものとする。
- 2 乙は、甲から監督に必要な業務工程表等の書類の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。
- 第3条 乙は、期日内に業務を完了させることができないときは、あらかじめ、甲に対し遅滞の理由及び成果物の引渡し見込日時を明らかにした書面を提出して期間延長の承認を求めなければならない。
- 第4条 甲は、乙が期日内に業務を完了しないときは、前条の承認にかかわらず、乙に対し、遅滞金を請求することができる。ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅滞金は、完了期日の翌日から完了の日までの遅滞日数1日につき未納部分に対する契約金額の年6パーセントに相当する額とする。ただし、未納部分に対

して、金額の算定が困難なものについては、契約金額の6パーセントに相当する額とする。

3 第1項の遅滞金の請求は、甲が第12条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第5条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

第6条 検査職員は、業務の完了の通知を受けたときは、速やかに仕様書の定めるところにより、当該業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

乙は、検査に立ち合い、検査職員の指示にしたがって業務の検査に必要な作業を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙又はその代理人が立ち合わないときは、検査職員は乙が欠席のまま検査を行うことができる。この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 検査職員は、当該業務の全部又は一部について不備事項を発見したときは乙に対し、改善を要求することができる。この場合には、乙はただちに改善を行わなければならない。

第7条 成果物の著作権は、前条の検査に合格し、引渡しを完了した日に甲に帰属する。

第8条 成果物の納入の時以前に当該成果物について生じた損害は、甲の故意又は重大な過失による場合のほか、すべて乙の負担とする。ただし、甲の指示によるものはその限りでない。

第9条 乙は、業務を完了したときは、所定の手続により代金支払の請求をするものとする。ただし、甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、概算払いをすることができるものとする。

第10条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払い請求書が不当のため、乙に返送した場合は甲がその返送した日から乙の是正した支払い請求書を受理したまでの期間は、これを約定期間に算入しない。

第11条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき年6パーセントの割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数は計算しない。

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき、若しくは

正当な理由なく納入期限内に義務を履行することができないと認めたとき。

(2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等の不正行為があったとき。

(3) 乙又はその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められたとき。

(4) 第5条の規定により検査職員が行う検査を乙若しくはその代理人又は使用人が妨げたとき。

(5) 乙が破産の宣告を受けたとき。

(6) 乙が解約を申し出たとき。

2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第13条 甲は、乙が天災地変等やむを得ない理由により契約の解除を甲に申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第14条 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

第15条 予期することのできない理由に基づく経済情勢の激変等により契約金額が著しく不相当であるときは、甲、乙協議してこれを変更することができる。

第16条 この契約により、甲が乙から取得すべき遅滞金及び違約金等があるときは、甲は、その選択により、乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収する。

第17条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じたとき及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 東京都渋谷区恵比寿1-5-6
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
理事長 畑 佳 秀 印

乙 (住所)
(事業者名)
(代表者名) 印

秘密保持に関する誓約書(案)

御中

この度、日本ハム・ソーセージ工業協同組合と 〃が締結した「Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務」を遂行するに当たり、貴組合に対し以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 秘密保持の誓約

貴組合の規則を遵守し、次に示される貴組合の保有する個人情報及び組織運営上の情報（以下「秘密情報」という。）について、貴組合に許可なく、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

- (1) 個人情報（日本工業規格 JIS Q 15001 に定められた個人情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの、若しくは当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それによって当該個人を識別できるものをいう。以下同じ。）
- (2) 業務を遂行する上で知り得た貴組合及び貴組合顧客の情報
- (3) 管理責任者により秘密情報として指定された情報
- (4) その他、貴組合が特に秘密対象として指定した情報

2. 遵守事項

- (1) 貴組合の全ての物品、資料等について許可のないものの持出し及び複写は致しません。
- (2) コンピュータウィルス感染の危険がある物や不正コピーソフトを持込みません。
また、火薬、その他の危険物の持込みも致しません。
- (3) 重要なデータ・記録媒体の私有及び事務所外への持出しは致しません。

3. 秘密情報の保管と返還

業務を遂行する上で、貴組合により保管を許された秘密情報及び資料一切の保管を厳重に行うことを約束し、貴組合より返還を要求された場合または、当該業務の終了時には、これらの秘密情報及び資料一切を直ちに返還もしくは破棄し、保有しないことを約束致します。

4. 契約終了後の秘密保持の誓約

契約終了後においても貴組合に関する秘密情報を、貴組合職員、他の事業者及びその他の第三者に開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

5. 損害賠償

貴組合の秘密情報を貴組合に許可なく、開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴組合が被った損害については貴組合と弊社の請負契約に応じて、履行の責に任じます。

令和 年 月 日

住 所：
社 名：
代表者名：

印

令和5年 月 日

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 御中

貴社名：
代表者氏名：
(代理人氏名：)

競争参加資格確認申請書

当社は、「Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務」の入札の参加に必要な事項について、以下のとおり満たしていることを申請します。

- 1 アジア（日本を除く）における食のイベント開催関連業務における実績
(貴社が、上記食のイベント開催関連業務を実施した事実を示す契約書の写しもしくは 記事等のサンプル A4 5 頁以内)

当社は、別添資料1のとおり実績がある。

- 2 破産者等

当社は破産者ではなく、また、別紙1のいずれの事項にも該当しておらず、貴組合との契約に支障を来すものではない。

- 3 反社会的勢力

当社又は入札者の役員等は、別紙2のいずれの事項にも該当していない。

- 〔注意〕
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 用紙は、A4判とする。
 - 3 ()内は、代理人が入札するときを使用すること。
この場合、「代表者」は不要とする。
 - 4 氏名は、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名によること。

別紙 1

貴組合との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする。

- ア. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
- ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ. アからオに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

別紙 2

- ア. 入札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が入札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 入札者又は入札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、入札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

令和5年度品目団体輸出力強化緊急支援事業（令和4年度補正）
Food Expo PRO 2023（香港）における日本産食肉加工品のPR活動に係る
運営サポート業務及び渡航手配業務仕様書

日本ハム・ソーセージ工業協同組合

【概要】

1 開催目的

日本ハム・ソーセージ工業協同組合（以下「ハム組合」という。）は、食肉加工品輸出部会の事務局として、香港において開催される「Food Expo PRO 2023（香港）」に日本産食肉加工品をオールジャパンで出展し、日本産食肉加工品の特徴や品質情報のPR及び試食会等の実施を通して、香港全土及び周辺各国から来場している流通業者やレストラン関係者・小売業者等に日本産食肉加工品をアピールすることにより、日本産食肉加工品に対する認知度向上、輸出拡大に向けた推進を図ることとする。

2 開催期間等

- (1) 開催期間 令和5年8月17日（木）～19日（土）3日間
（渡航期間 令和5年8月16日（水）～20日（日）5日間）
- (2) 開催場所 香港コンベンション&エキシビジョンセンター（HKCEC）
- (3) 主催者 香港貿易発展局（HKTDCC）
- (4) 出展ブース 2小間（申込・支払済）
- (5) 出張予定者 14名（出展会員11名、事務局3名）

3 開催内容

Food Expo PRO 2023（香港）に日本産食肉加工品ブース（2小間）を設置して、日本産食肉加工品を出品、展示するとともにレストラン関係者、バイヤー等来場者に対して以下のとおりPR活動を行う。

- (1) 日本産食肉加工品の特徴等に関する解説
- (2) 日本産食肉加工品統一マークの紹介
- (3) 日本産食肉加工品の試食及びアンケート等
・出展会員予定数：11会員
- (4) 日本産食肉加工品及び統一ロゴマーク等についての講師による講演
- (5) 日本産食肉加工品のポスター展示及び資料配布
- (6) 日本産食肉加工品に関する情報交換
- (7) 日本産食肉加工品の商談活動支援（通訳等）
- (8) その他

4 予算

1,500万円を上限として、別途入札予定価格を定める。また最低制限価格は入札予定価格の70%とする。

（別途実費精算を、ブース資材・備品レンタル（冷蔵庫、調理器具、応接セット等）、原材料代（食肉加工品及びその輸出に係る経費）、光熱費等として300万円程度を見込んでおり、これらは立替払いとし、業務終了後に契約金額の支払いと併せて実費精算する（支払った証拠書類等を提出すること）。）

【イベントの留意事項等】

入札者は、出展ブースの設計・施工・装飾の提案にあつては、下記について留意すること。

- 1 入札者は、当該ブースのレイアウト・デザイン・装飾を「日本産食肉加工品統一マーク」を基調とした日本産食肉加工品のPRに適した提案をすること（ローストビーフは和牛を使用した商品も出展予定のため、「和牛統一ロゴマーク」も活用すること）。なお、出展会員は日本産食肉加工品統一マークの他に自社ブランドマーク等を使用するので、ハム組合及び出展会員と事前に調整すること。また、できるだけ会場の遠方からでも確認できるような装飾となるよう配慮すること。
- 2 ブースにて、食肉加工品の試食・アンケート、資料（パンフレット等）の配布を実施する。各製品の試食の効果的かつ効率的な実施方法並びにアンケートの回収率があがるような工夫をすること（アンケートの内容は、各試食製品に対する感想や日本産食肉加工品に対するイメージ等）。
- 3 イベント会期中、主催者が設置する特設ステージにおいて、ハム組合が派遣する講師による日本産食肉加工品の魅力及び統一ロゴマーク等を紹介する30分程度（質疑応答を含む）の講演を行う。主催者及びハム組合と情報を密にし、資料の準備、講演の通訳等をサポートする。また、講演への聴衆者が多く集まるよう工夫を施すこと。
- 4 事務局及び会員は基本的に日本語で説明等をするため、適時通訳可能な人員を配置すること。
- 5 ポスター・内壁ラッピング・のぼり等を用いて、日本産食肉加工品の特長について分かり易く興味がわくようなPR装飾をブースに施すこと（ローストビーフは和牛を使用した商品も出展予定のため、「和牛統一ロゴマーク」も活用すること）。
- 6 展示会来場者に向けて、当該ブースへの集客を高める工夫を提案すること。なお、試食内容や試食用食肉加工品の調理のための準備等については別途ハム組合及び出展会員と協議すること。
- 7 出展会員の商談をサポートするため、東京で行うハム組合及び出展会員との事前打合せを企画・実施し、会員の要望にも配慮した試食内容を検討するなど、参加者全員のニーズに即した運営方法等を提案すること。

【業務内容】

【1 運営サポート業務】

- 1 連絡調整業務
 - (1) 主催者との連絡調整（主催者側の運營業者を含む）
 - ① 開催日までの間において、ハム組合と主催者との間の連絡調整を行うこと。
 - ② 連絡調整を行う範囲は、本出展の運営全般に関するものとする。
 - (2) 出展、運営に必要な手続の実施

- ① 請負契約者は、出展に伴う必要な手続き・登録等を代行すること（ブース申込み手続き及びブース代の支払いはハム組合において実施する）。
- ② 運営に必要な情報について適時収集すること。
- ③ 出展前主催者から質問・連絡事項等があった場合には、速やかにハム組合と連絡・調整し、代行して手続等を行うものとする。

2 ブース施工、備品レンタル等の実施

(1) ブース施工の実施（申込にて提供される基本セットを除く。）

- ① 試食品の調理・提供台、資料（パンフレット等）の提供台等を設置すること。
- ② 出展会員が来場者と個別に商談が行えるスペースを工夫すること。

(2) 備品調達、レンタル等

以下、落札後にハム組合と協議しながら手配等を行う（事業終了後に実費精算）。

- ① 以下の備品を基本とし、その他、運営上必要な備品を手配すること。
 - ・冷蔵ショーケース（日本産食肉加工品展示用）
 - ・二槽式シンク
 - ・冷蔵庫（試食製品保管用）
 - ・IH調理器具
 - ・テレビモニター
 - ・収納ラック
- ② 必要な電源工事（コンセント設置を含む）、水道給排水工事、必要に応じて排煙装置の設置工事（会員ブースを含む）を行い、課金される光熱費（電気・水道料金等）の支払を行うこと。
- ③ 別途調達として出展会員が必要となるブース内備品の調達、レンタル等

(3) 施工、備品レンタル等の監理・検収・返品等

(1) 及び(2)の監理・検収・返品等を行うものとする。

3 準備、搬出入の実施

(1) 搬入、設営

搬入・設営日に十分な人数の準備スタッフを配置し、主催者が定める期間内に、本仕様書で定めるもの及びハム組合及び出展会員が手配した原材料、備品並びに資料等の搬入を手配し、設営の準備作業が完了できるようにすること。

(2) 搬出

搬出日に十分な人数の準備スタッフを配置し、主催者が定める期間内に、全ての搬出作業が完了できるようにすること。

4 開催期間中の運営サポート

(1) 開催期間当日の運営

次の①～③に掲げるスタッフの手配等を行い、円滑な運営に資するものとする。

① 管理統括スタッフ

管理統括スタッフ1名以上を配置し、ハム組合が別途派遣するPR説明員等及び全ての運営スタッフとともに当該ブースの運営を行うこと。

- ② 運営スタッフ
- ア 調理スタッフ(加熱、切り分け等簡単な調理を行う者)として、2名以上を配置すること。
- イ 資料配布、試食配布、アンケート回収を行うスタッフとして2名以上を配置すること。
- ※ ア・イのスタッフのうち、日・中の通訳可能(スタッフへの簡単な指示や訪問者に対応できる)な者を2名以上とすること。
- ③ 通訳スタッフ
- ハム組合事務局の通訳者として日・中のビジネスレベルの通訳ができる者2名以上を手配すること(講演の通訳を含む)。
- ※ 契約締結後、上記スタッフの人数についてハム組合からの指示に基づく変更があった場合には、用務終了後に実費をもって精算する。
- (2) 試食に必要な原材料や調味料、調理器具、消耗品等の確保・調達等
- ① 試食に必要な原材料(日本産食肉加工品)について、輸出未経験の出展会員が多いことが予想されるため、落札後、出展会員と協議しながら、香港に持ち込み可能かを確認のうえ(使用添加物(着色料・甘味料・食品保存料等)、栄養成分表示等)、出展会員の試食用原材料等の輸出(サンプル輸出を含む)に係る一連の手続き・作業(国内手続き、書類作成、通関、輸送等)を全面的に支援するとともに、手配・輸送・搬入等を行う。
- ② 試食に必要な副原材料(野菜等副食材)、消耗品(調味料、調理器具・用具、使い捨て皿、爪楊枝、はし、衛生用品等)等について、落札後に出展会員・ハム組合と協議しながら手配・搬入等を行う。
- (3) PR 資材等の作成等
- ① ハム組合が作成した日本産食肉加工品PRパンフレット・チラシ(繁体字版各1,000部、簡体字版500部、英語版各200部)、小冊子(繁体字版1,000部、簡体字版500部、英語版各200部)を現地に搬入する。
- ② 以下のPR資材を作製し、現地搬入等を行う。なお、作製の手配先については、国内外を問わないが、会場搬入までの経費等を全て盛り込むこと。
- ・日本産食肉加工品をPRするための「日本産食肉加工品の統一ロゴマーク」を基調とした配布用PRグッズを作成する。
- (4) 翻訳
- 来場者へのアンケートの翻訳を事前に行うこと(アンケート必要枚数を印刷する)。
- (5) 入場パス(招待客パス含む)、駐車場等の手配等
- 日本からの出張者、運営に必要な現地スタッフ、納入業者等の入場パス等を手配すること。
- (6) 出展業者への商談実績のアンケート実施
- ① アンケート項目については、別途ハム組合と協議して決定するものとする。
- ② 上記の出展業者の商談実績については、会期終了後、集計・分析の結果を実施報告レポートに盛り込み、報告すること。
- (8) 業務進行管理及び運営マニュアルの作成等
- ① 業務進行管理表
- 落札後、10日以内に業務進行管理表を作成すること。

② 業務進行確認打ち合わせの実施

落札後、業務進行確認のための打ち合わせ会合を協議会担当者と複数回実施すること。なお、円滑な業務実施に資するため、打ち合わせの出席者のうち少なくとも1名は現地に渡航し、運営に従事すること。

③ 運営マニュアル

開催運営に係るマニュアルを作成すること。

(9) ハム組合が派遣する者との連絡・調整の実施

ハム組合は事務局、PR 説明員等関係者を派遣するので、これらの者と開催期間中の参加等に関して連絡・調整を行うこと。

5 実施報告レポート

出展終了後、請負内容を取りまとめた実施報告レポートを作成し、ハム組合に提出するものとする。実施報告レポートは、写真、図表等を盛り込み、わかりやすく作成すること。

また、出展終了後 1 か月以内を目途に、ハム組合のホームページ・機関紙掲載用の概要版（A4、2 ページ程度）を納品すること（概要版ではアンケート集計不要）。

【2 渡航手配業務】

以下の業務の実施に当たっては、一般社団法人日本旅行業協会の正会員により行うこと。

1 渡航者の行程等

関係者 14 名（Aクラス 1 名、Bクラス 13 名）の日本からの渡航者の渡航等に係る手配を行う。

往路は、展示会前日の 8 月 16 日（水）に現地に到着し、会場の確認が可能な行程とすること。

復路は、展示会閉会翌日の 8 月 20 日（日）に日本着とする。

2 見積範囲

(1) 航空券

① 原則エコノミー条件の往復の海外航空券とするが、所要航空時間が 8 時間以上の場合、Aクラスの者は割引料金のビジネスクラス条件の往復の海外航空券とする。ただし、一の旅行区間における所要航空時間が 8 時間未満の場合であって、4 時間以上の航空旅行にあってはプレミアムエコノミークラスとする。ビジネスクラス及びプレミアムエコノミークラスを利用する場合は、割引料金を利用するものとする。所要航空時間は往復の場合は、往路と復路の平均時間とする。

② 直行便がある行程は直行便を利用とし、直行便がない場合は最も効率的な航空便を手配すること。

③ 予約変更は少なくとも 1 回、払戻条件に制限のある割引運賃適用航空券による手配とすること。

④ 手配対象とする航空会社は、運航の信頼性、渡航者の乗継ぎの利便性の観点からワンワールド、スターアライアンス、スカイチームまたはエミレーツグループの系列とすること。

⑤ 十分な期間をとって座席指定が可能なチケットとすること。

- ⑥ 半券回収または搭乗証明書を発行すること。
- ⑦ 出発日時、到着日時については、別途落札者の提案及びハム組合との調整の上決定する。

(2) 宿泊

- ① 宿泊に係る費用はハム組合の旅費規程の範囲（乙地方（香港）：1人1泊1万5,100円以下、Aクラス17,200円以下（但し同一ホテルであること））とする。
- ② 宿泊ホテルは、安全上の理由から、なるべくイベント会場から近い安全な地域に立地するホテルを一括で予約すること。なお、格付けは3つ星以上とする。

3 イベント国内の交通手段の手配

送迎の交通手段については原則として専用車両とする。但し、開催期間における送迎については、公共交通機関の利用が安全かつ効率的である場合にはそれを利用することができるものとする。その場合の運賃は落札者の負担とする。

(1) 8月16日：渡航者の、空港・ホテル・会場間等の送迎をすること。

(2) 8月17日～19日：渡航者の、ホテル・会場間等の送迎をすること。

※ただし、手配したホテルと会場間の距離が1km以内で、安全性に問題ない場合は不要

(3) 8月20日（日）：渡航者の、ホテル・空港間等の送迎をすること。

4 現地通信手段の手配

現地通信手段として120分以上の通話料パック付き、現地携帯電話1台、及び1GB/日以上通信料付きWi-Fiを1台手配すること。なお、通話料金の超過があった場合には用務終了後に実費にて精算するものとする。

【契約期間】

契約締結日から令和6年3月19日まで

【特記事項】

1 内訳書の提出

運営サポート業務の落札者は、後日、経理費目、用務項目ごとに単価、数量等のわかる内訳書を提出すること。

航空券・宿泊等については、個人別の金額明細書を提出すること。

2 実費精算 ※支払った証拠書類等を提出すること

(1) ブース資材・備品レンタル（冷蔵庫、調理器具、応接セット等）、原材料代（食肉加工品等）、光熱費等

(2) ハム組合からの指示に基づく仕様の変更等の場合精算（渡航者の変更等による旅費の精算を含む）

(3) 関係者の日本からの航空旅行の出発は、羽田空港もしくは成田空港からを基本とし（地方からの直行便の方が合理的な場合を除く）、追加で、地方から羽田空港もしくは成田空港までの新幹線・航空券、前・後泊等が必要となった場合の費用は実費精算とする。

※基本的に、入札時点で想定できる費用は入札額に算入し、入札後に判明する費用（例：打合せにより試食提供量等が決定する、試食に供する原材料やその輸送費等）は、実費精算となります。

業務の落札者の選定について

1. 選考方法

審査者5名により、企画評価と金額評価の合計による総合評価で選定を行う。
本件については企画を重視することから、企画評価を100点満点、金額評価は
予定価格との差異を評価とする。

① 企画評価

各社の提出した企画書を別紙の審査書により採点（100点満点）を行う。
企画評価において70点に満たない者については金額評価を行わない。
また、企画審査項目で1カ所でも審査員全員が0点とした場合については金額
評価の対象としない。

② 金額評価

入札予定価格を基準として、入札価格との差異を評価する。
 $(1 - (\text{入札価格} \div \text{入札予定価格})) \times 50 \text{ 点} = \text{金額評価点}$

③ 総合評価

企画評価点 + 金額評価点 = 総合評価点

評価例：入札予定価格が200万円の場合

	企画評価	入札金額	金額評価	総合評価	
A社	90	185	3.8	93.8	落札者
B社	80	150	12.5	92.5	
C社	75	130	17.5	92.5	
D社	80	170	7.5	87.5	
E社	70	120	20.0	90.0	

2. 企画書

(1) 仕様

- ① 企画書はA4 10ページ以内とする。表紙・会社紹介はページ数に含めないものとする。（10ページを超える企画書は無効）
- ② 企画審査書の評価項目順に記載すること。項目が抜けた場合は0点とする。

(2) 企画書PR

入札者は、ハム組合の提案する日程において、企画書のプレゼンテーションを行うことができる。

- ① 企画書の説明時間は15分以内とし、超過した場合は途中で打ち切る。
- ③ 質疑は15分以内とする。

別紙

企画審査書

会社名 _____

採点者氏名 _____

評価項目	No.	配点	評価	評価の観点
1. 実施体制 (1 ページ以内)				
業務体制と進捗管理	1	20		<p>①業務体制の明確性の評価 仕様書に記載された業務を執行する体制 (対応人数) 及び海外の連携先との協力体制について、円滑に事業を遂行できる工夫が施されているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余裕をもった体制である 10 ・ 十分な体制である 9~8 ・ 若干不足が見られる 7~6 ・ 改善が必要である 5~1 ・ 実施困難である 0 <p>②業務全体の行程及び進捗管理の評価 業務開始からハム組合との連絡調整、展示会開催までの準備計画、展示会開催当日の運営管理及び実績報告までが円滑に実施されるように進捗管理体制が整っているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に優れており、十分な実現性がある 10 ・ 優れており、実現性が期待できる 9~8 ・ 実現性が期待される 7~6 ・ 実現性が不透明な部分がある 5~1 ・ 実施困難である 0
2. 実施計画 (1 ページ以内)				
実施スケジュール	2	10		<p>イベント開始から実績報告までの実施スケジュールの評価 落札後の実施スケジュールについて、実施項目が適切、かつ、実現可能なものであり、これを実行する為の工夫が施されているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施項目が明確で実現可能なスケジュールである 10 ・ 実現可能なスケジュールと判断できる 9~8 ・ 実施スケジュールの一部見直しが必要である 7~6 ・ 実施スケジュールに改善が必要である 5~1 ・ 実施困難である 0
3. 組織の専門性 (1 ページ以内)				
アジアの食に関するイベント等における運営・管理に関する専門性	3	10		<p>①アジアでの食のイベントの運営サポート業務の実績の評価 アジアにおける過去の食のイベントサポート業務の実績について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジアでの食に関するイベントにおける運営・管理に十分豊富な実績がある 10 ・ アジアでの食に関するイベントにおける運営・管理に相当な実績がある 9~7 ・ 食のイベント運営・管理に十分な実績がある 6~4 ・ 食のイベント運営・管理に実績がない場合や専門性が不明な場合 3~0

※アジアは日本を除く。

4. 企画の評価 (7 ページ以内)			
4.1 日本産食肉加工品のPR活動及び商談の運営	4	20	<p>①日本産食肉加工品のPR活動の評価 アジアでの日本産食肉加工品の訴求を図る効果がPR活動で発揮されるような工夫が施されているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れている 10 ・やや優れている 9~8 ・標準的である 7~6 ・標準より劣る 5~1 ・評価に値しない 0 <p>②商談の運営の評価 展示会での会員の商談に係る運営について、日本産食肉加工品の商談活動の実現性が図られる工夫が施されているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れている 10 ・やや優れている 9~8 ・標準的である 7~6 ・標準より劣る 5~1 ・評価に値しない 0
4.2 試食・アンケート・セミナーの開催	5	30	<p>①試食の実施の評価 食肉加工品の試食の実施において、集客を高める工夫、その実現性を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れており、十分に実現性がある 10 ・優れており、実現性が期待できる 9~8 ・実現性が期待できる 7~6 ・実現性が不透明な部分がある 5~1 ・評価に値しない 0 <p>②アンケートの実施の評価 食肉加工品のアンケートの実施において、アンケートの回収率を高める工夫、その実現性を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れており、十分に実現性がある 10 ・優れており、実現性が期待できる 9~8 ・実現性が期待できる 7~6 ・実現性が不透明な部分がある 5~1 ・評価に値しない 0 <p>③セミナーの実施の評価 ハム組合事務局による日本産食肉加工品の魅力に関する講演において、集客を高める工夫やその実現性を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れており、十分に実現性がある 10 ・優れており、実現性が期待できる 9~8 ・実現性が期待できる 7~6 ・実現性が不透明な部分がある 5~1 ・評価に値しない 0
4.3 イベントの効果을高める工夫	6	10	<p>①イベントにおけるPR効果の評価 来場者に向けてブースの集客が高められるアピール方法が効果的で、実現性のあるものかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に優れており、十分に実現性がある 10 ・優れており、実現性が期待できる 9~8 ・実現性が期待される 7~6 ・実現性が不透明な部分がある 5~1 ・評価に値しない 0
合計		100	